

此の社は往古より此の地の鎮守社にて、眞言宗福壽院世々別當を勤め奉仕する處、神佛混淆御廢止に付き、明治三年復飾して神職と成りたり。當社の來歴は、傳記・由來書を傳來せざる故に詳かならず。社傳に云ふ。往昔は別當・社僧も多く、其遺跡等尙残りりとぞ。或は云ふ。昔より金澤市中に祇園社は、犀川・淺野川各一社宛ありて、犀川の祇園・卯辰の祇園とて繁昌せしかど、今は名のみと成りたり。

○松尾明神

此の神は祇園社の相殿に祀れり。加賀・能登・越中三ヶ國の酒造家の守護神とす。緣起に云ふ。昔織田信長卿江州安土の城内に鎮祭せられしを、天正九年我が藩祖大納言利家卿越前府中へ入城し給ふ頃、信長公より彼の神像を譲り請け給うて、府中の城内に祀らしめ給へり。故に金澤入城の後も尙城中に鎮祭し給ふ。然るに參議從三位綱紀卿の世に至り、元祿十一年金澤酒造家宮竹屋某、酒造の守護神なるに依りて、松尾明神をば豫々崇敬せし由開召され、彼の神像を城外別社に鎮祭する事を許されたり。依りて卯辰祇園社の相殿に鎮座し奉り、其の頃宮竹屋某市街の酒造家一統と相

議し、講中を結び、酒造家の惣社となしたる由、巨細に書載せたり。但し舊記の徵證もなく、其の事實の眞偽詳かならずといへども、其の概略を記載す。今に至り酒造家の守護神と稱し、金澤市中の酒造家の共有神社となして祭祀を執行するとぞ。

○正法山福壽院址

福壽院は眞言宗にて、祇園社の別當也。享保紀開に、脇田九兵衛直賢・江守角左衛門是屑物頭の時、城内三、丸番日に、祇園福壽院三、丸へ行きて、連歌せんとして毎度來りけるよし、後々まで福壽院咄しけり。と見ゆ、三州志來因概覽附録にも、三、丸の中承應・明曆の頃までは、貴賤男女を撰ばず三、丸の中を往來す。三、丸に昔は物頭在直す。脇田九兵衛直賢・江守角左衛門是屑物頭たりし時、直日には祇園の福壽院三、丸へ來り、恒に連歌の相手をなす。又三、丸御書出物之内に、近年御番所無沙汰に候。風呂立候事御停止と云ふ事もあるよし。彼是往昔素簡の風俗察すべし。と記載す。扱此の福壽院は、國初以來祇園社の別當たりしかど、明治元年神佛混淆御廢止の官令に依りて、福壽院廿六世寂

圓、願に依りて同三年九月復飾し、松本昌造と改稱し、神職と成る。依りて福壽院の院號を廢止せられ、本地佛等をば小立野の寶幢寺へ移し、福壽院の建物を建替へたり。

○祥雲山幽谷院址

福壽院祇園社の隣地也。幽谷院は臨濟宗妙心寺派の禪院にて、正保元年に創立せし處、寛文十二年より三社町高巖寺の支院と成る。然處無檀無住にて、永々縮方も無之に付、卯辰天長寺と共に寺院取盡み、本寺高巖寺へ合併し、跡地は地子地なる故に、他へ譲り渡度旨天明四年八月出願する處、同年十二月廿四日許可相成る。依之同月より、右舊地卯辰木町即願寺の請地に致し、于今至り即願寺の持地と成りたり。幽谷院由來書等の寫左に載之。

由來就御尋申上候

一、祥雲山幽谷院者、洛陽妙心寺之末寺。正保元年に請地仕、受林と申平僧致開基候。當年に至て四拾一年に罷成。唯今の院主續藏主迄三代住持仕申候。右之外由來并緣起御寄進狀等無御座候。以上。

貞享二年七月三日

高巖寺普門判

傳 燈 寺

以書附申上候。

一、當院之儀田上屋宗幽被建立、拙僧にくれ被置候。然處可居置弟子も無之候間、後住之儀は如何様共、田上屋吉兵衛・彦四郎指圖次第と、兼々斷申入候處に、左候は、此院を高岩寺に致寄附、御支配に仕度旨被申候。以後は高岩寺支配可有之候。爲其書付を以御斷申上候。以上。

寛文十二年八月二日

幽谷院受林 印判

傳 燈 寺

書附を以申上候

一、幽谷院之儀、亡父宗幽致建立、受林に致寄附候。然處に死後は、拙子共返辨可有之与の斷に而御座候。然上は此院を拙子共方より、高岩寺に進上仕候條、如何共御裁許被成下候様にと奉願候。爲其以書附御斷申上候。以上。

寛文十二年八月六日

田上屋吉兵衛 判

傳 燈 寺

同 彦四郎 判